

令和3年1月14日

授業に関する緊急通知

理事・副学長（教育） 弓削 俊洋

昨日、大学関係者の中で新型コロナウイルス感染者が確認されました。今後さらに拡大する可能性もあります。全国的にも感染拡大が収まらず、緊急事態宣言の対象地域が11都府県に拡大されました。また、愛媛県でも感染者が急増しており、1月26日まで「特別警戒期間」に指定されています。

このような深刻な状況を考慮し、学内での感染拡大を防止するために、第4クォーターの授業について下記のようにいたします。

記

1. 令和2年12月9日付「大学入学共通テストの円滑な実施のための特例措置」を延長し、1月18日（月）から第4クォーター終了まで遠隔授業を実施する。
2. ただし、卒業・修了あるいは資格取得に必須の実験・実習等は、部局長の許可を得たうえで、対面で実施することができる。部局長の許可が得られるまでは、遠隔による指導や休講等で対応する。
3. なお、遠隔授業の準備が間に合わない場合には、レポートや課題の提出、あるいは補講日の活用等も含め、学生が不利益を被らないよう柔軟に対応する。

以上、急なお願いで申し訳ありませんが、「令和2年度後学期（第4クォーター期間）の授業について」（令和2年10月21日付）において、「不測の事態に備え、対面型で開講予定の科目も、遠隔授業の準備もしておく。」ことをお願いしております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。